LeeZhao

里兆法律资讯

Leezhao Newsletters

www.leezhao.com TPA

中国上海市浦东南路 360 号新上海国际大厦 11 楼 B 座 11B,New Shanghai International Tower,360 Pudongnanlu,Shanghai,P.R.C. Tel (86-21) 68863585 Fax (86-21) 68862070 Postal Code 200120

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制(请以中文内容为准,日本语译文仅供参考),未 经书面许可,不得转载、摘编等;
- 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明,以及里兆律师事务所的联系方式等内容,详见里兆律师事务所网站的<u>订</u>阅规则;
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容, 请访问里兆律师事务所网站中的"里兆法律资 讯"栏目;
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》,请与我们联系。

- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成した ものであり(中国語の内容が原文であり、日本語 訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転 載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、 著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の 連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里 **兆法律情報」**の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆 法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。

का उद ला का का का का का ला लाका का उद ला का का उद ला का का उद ला का का उद ला का का का उद ला का का उद ला का का उ

Issue 179-2009/11/14~2009/11/20

長目

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题, 可返回目录。)

一、相关新法令与新政策

- 关于印发《限制用地项目目录(2006年本 增补本)》和《禁止用地项目目录(2006 年本增补本)》的通知......
- 关于调整增值税扣税凭证抵扣期限有关问题的通知......2
- 关于人民法院委托评估、拍卖和变卖工作的若干规定......3■ 国土资源行政复议规定.....3
- 国工页源行政复议规定…………………………………………● 上海市促进服务外包产业发展专项资金使

用和管理试行办法(上海)......3

二、相关新信息

- 中国非民用电价每度平均提高 2.8 分钱... 4
- 上海市外商投资企业"2009年10月新设"和"2009年累计"数据......4
- 更正启事.......5某著名跨国手机生产商处罚经销商"窜
- 某著名跨国手机生产商处罚经销商"窜货"事件的《反垄断法》分析......

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令と新政策

- 「土地使用制限プロジェクト目録(2006 年増補版)」及び「土地使用禁止プロジェクト目録(2006 年増補版)」を印刷配布することについての通知......2

二、関連する新情報

- 中国の非家庭用電気料金がキロワットあたり平均2.8分値上りする......4
- 訂正のお詫び.......

一、相关新法令、新政策

→ 关于印发《限制用地项目目录(2006 年本增 → 本)》和《禁止用地项目目录(2006 年本 増补本)》的通知

【发布单位】国土资源部

【发布文号】国土资发〔2009〕154号

【发布日期】2009-11-10

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

关于印发《限制用地项目目录(2006 年本增补本)》 和《禁止用地项目目录(2006 年本增补本)》的通 知

http://www.mlr.gov.cn/xwdt/zytz/200911/t2009111 2_127072.htm

关于发布实施《限制用地项目目录(2006 年本)》 和《禁止用地项目目录(2006 年本)》的通知 http://www.gov.cn/zwgk/2006-12/18/content 471 717.htm

● <u>关于调整增值税扣税凭证抵扣期限有关问题</u> 的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2009〕617号

【发布日期】2009-11-09

【实施日期】2010-01-01

后

【提示】该通知将增值税专用发票等扣税凭证的申报抵扣期限(原为90日)进行了调整。具体如下:

 增值稅一般纳稅人取得 2010 年 01 月 01 日以后开具的增值稅专用发票、公路 內河货物运输业统一发票和机动车销 售统一发票:

> 应在开具之日起 **180** 日内到税务机关 办理认证,并在认证通过的次月申报期 内,向主管税务机关申报抵扣进项税 额。

 实行海关进口增值税专用缴款书(以下 简称"海关缴款书")"先比对后抵扣" 管理办法的增值税一般纳税人,取得 2010年01月01日以后开具的海关缴 款书:

应在开具之日起 180 日内向主管税务 机关报送《海关完税凭证抵扣清单》(包 括纸质资料和电子数据)申请稽核比 对。

未实行海关缴款书 "先比对后抵扣" 管理办法的增值税一般纳税人,取得 2010 年 01 月 01 日以后开具的海关缴 款书:

实 • 该通知自 2010 年 01 月 01 日起执行。

一、関連する新法令、新政策

● 「土地使用制限プロジェクト目録(2006 年増補版)」及び「土地使用禁止プロジェクト目録(2006 年増補版)」を印刷配布することについての通知

【発布機関】国土資源部

【発布番号】国土資発[2009]154号

【発布日】2009-11-10

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。「土地使用制限プロジェクト目録(2006年増補版)」及び「土地使用禁止プロジェクト目録(2006年増補版)」を印刷配布することについての通知

http://www.mlr.gov.cn/xwdt/zytz/200911/t2009111 2_127072.htm

「土地使用制限プロジェクト目録(2006 年版)」及び「土地使用禁止プロジェクト目録(2006 年版)」を公布施行することについての通知

http://www.gov.cn/zwgk/2006-12/18/content 471 717.htm

● <u>増値税税金控除証憑の控除期限を調整する事</u> 項についての通知

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函[2009]617号

【発布日】2009-11-09

【施行日】2010-01-01

整

後

【コメント】本通知は、増値税専用領収書等の税金 控除証憑の控除申告期限(従来は 90 日)を調整し、具体的には次のようになる。

■ 増値税一般納税人が取得する 2010 年 1 月 1 日以降に発行された増値税専用領収 書、道路内陸河川貨物輸送業統一領収 書及びエンジン付車両販売統一領収書: 発行日から180 日以内に、税務機関にて認

証手続きを行い、尚且つ認証に通過した翌 月の申告期間内に、主管税務機関に仕入 税額の控除を申告しなければならない。

■ 税関の輸入増値税専用納付書(以下「税 関納付書」という)の「照合を終えてから控除 する」管理弁法を実施する増値税一般納税 人が取得する 2010 年 1 月 1 日以降に発 行された税関納付書:

発行日から 180 日以内に、主管税務機関に「税関納税証憑控除明細」(紙媒体の資料及び電子データを含む)に検査照合を申請しなければならない。

 税関納付書の「照合を終えてから控除する」 管理弁法を実施していない増値税一般納 税人が取得する 2010 年 1 月 1 日以降に 発行された税関納付書:

> 発行日から 180 日以降の最初の納税申告 期間が満了する前に、主管税務機関に仕 入税額の控除を申請しなければならない。

実 - 本通知は 2010 年 1 月 1 日から実施する。

2/10

施 ■ 纳税人取得 2009 年 12 月 31 日以前开 期 具的增值税扣税凭证,仍按原规定执 限 行。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9361961.html

• <u>关于人民法院委托评估、拍卖和变卖工作的</u> 若干规定

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2009〕16号

【发布日期】2009-11-12

【实施日期】2009-11-20

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id =139349

● 国土资源行政复议规定

【发布单位】国土资源部

【发布文号】国土资源部令第46号

【发布日期】2009-11-14

【实施日期】2010-01-01

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/flfg/2009-11/20/content 14690 24.htm

上海市促进服务外包产业发展专项资金使用 和管理试行办法(上海)

【发布单位】上海市人民政府办公厅

【发布文号】沪府办发〔2009〕49号

【发布日期】2009-11-03

【提 示】该办法对服务外包专项资金的来源、使用范围、申报主体资格、申报和审核程序、资金拨付、需申请提交的材料和使用监督等进行了规定。其中包括:

支持 离岸、高端、总部型服务外包发展。 重点

- 支持服务外包人才培训。
- 引导服务外包企业取得国际资质认证。
- 鼓励开拓离岸服务外包市场。
- 鼓励建立服务外包培训基地和实习基地。

使用 范围

- 鼓励总部型服务外包企业在上海发展。
- 推进服务外包公共服务平台建设。

备注:已由其他财政资金支持的项目不得 重复申请。 施 ■ 納税者が取得する 2009 年 12 月 31 日までに発行された増値税控除証憑は、原規定に基づき執行する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。 http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/ n8137537/n8138502/9361961.html

● 人民法院が評価、競売及び換金業務を依頼することについての若干の規定

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈[2009]16号

【発布日】2009-11-12

【施行日】2009-11-20

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=139349

● 国土資源行政不服審査規定

【発布機関】国土資源部

【発布番号】国土資源部令第46号

【発布日】2009-11-14

【施行日】2010-01-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2009-11/20/content 14690 24.htm

● 上海市サービスアウトソーシング産業発展促進個 別資金使用管理試行弁法(上海)

【発布機関】上海市人民政府弁公庁

【発布番号】滬府弁発[2009]49号

【発布日】2009-11-03

【コメント】本弁法は、サービスアウトソーシング個別 資金の源泉、使用範囲、申告主体資 格、申告及び審査認可手続き、資金の 割当、申請時に提出しなければならない 資料及び使用監督等について規定を行っ ており、次の内容が含まれる。

支援の重 オフショア、ハイエンド、ヘッドクォーター式サ **点対象** ービスアウトソーシングの発展。

- サービスアウトソーシング人材育成の支援。
- サービスアウトソーシング企業が国際資格認証を取得するための誘導。
- オフショアサービスアウトソーシング市場 開拓の奨励。
- サービスアウトソーシング研修基地及び 使用範囲 実習基地の設立奨励。
 - ヘッドクォーター式サービスアウトソーシング企業の上海での発展を奨励。
 - サービスアウトソーシング会社の公共サービスプラットホーム構築の推進。

備考:その他の財政資金が支援しているプロジェクトは重複申請できない。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai19969.html

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai19969.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容 或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果 无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我 们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

• <u>《关于限制被执行人高消费的若干规定》公</u> 开征求意见

日前,最高人民法院公布<u>《关于限制被执行人</u>高消费的若干规定(征求意见稿)》,公开征求修改意见和建议(截止日期为 2009 年 12 月 30 日)。

(里兆律师事务所 2009 年 11 月 20 日整理编写)

二、関連する新情報

「被申立人の高額消費制限についての若干の規定」がパブリックコメントを募集する

先頃、最高人民法院は「被申立人の高額消費制限についての若干の規定(意見募集案)」を公表し、改善意見と提案を公募している(締切日は 2009 年 12月30日)。

(里兆法律事務所が2009年11月20日付で作成)

● 中国非民用电价每度平均提高 2.8 分钱

日前,国家发展和改革委员会发布通知调整<u>南</u>方、<u>华中、华东、西北、东北、华北</u>电网电价,自 2009 年 11 月 20 日起全国非居民电价每千瓦时平均提高 2.8 分钱,暂不调整居民电价,未来居民用电将逐步推行阶梯式递增电价。

(里兆律师事务所 2009 年 11 月 20 日整理编写)

● <u>中国の非家庭用電気料金がキロワットあたり平</u> 均 2.8 分値上りする

先頃、国家発展改革委員会は通知を公布し、<u>南</u>方、<u>華中、華東、西北、東北、華北</u>の送電ネットワークの電気料金を、2009年11月20日から全国の非家庭用電気料金をキロワットあたり平均2.8分の値上げ調整を行った。家庭用電気料金はひとまず据え置かれるが、将来において家庭用電気料金も段階的に値上げされるもようである。

(里兆法律事務所が2009年11月20日付で作成)

● 上海市外商投资企业 "2009 年 10 月新设" 和 "2009 年累计"数据

根据上海市工商局网站提供的统计数据,上海市外商投资企业 "2009 年 10 月新设"和 "2009年累计"数据整理如下:

<u> </u>					
信息分类		数据	与去年同期比 增减%		
2009年	企业户数	362 户	-29.71%		
10 月	投资总额	11.07 亿美元	12.16%		
新设	注册资本	8.84 亿美元	60.69%		
2009 年	企业户数	52322 户	3.48%		
累计	投资总额	3040.26 亿美元	9.11%		
	注册资本	1785.83 亿美元	11.34%		

(里兆律师事务所 2009 年 11 月 20 日整理编写)

上海市外商投資企業の「2009 年 10 月新設」 及び「2009 年累計」データ

上海市工商局のウェブサイトから確認できる統計データによると、上海市外商投資企業の「2009 年 10 月新設」及び「2009 年累計」データは次のとおりである。

情	報分類	データ	昨年同期と の増減比%
2009 年	企業数	362 社	-29.71%
10 月	投資総額	12.16%	
新設	登録資本金	8.84 億米ドル	60.69%
2009 年	企業数	52322 社	3.48%
2009 平 累計	投資総額	3040.26 億米ドル	9.11%
ऋषे।	登録資本金	1785.83 億米ドル	11.34%

(里兆法律事務所が2009年11月20日付で作成)

更正启事

亲爱的《里兆法律资讯》读者:

第 178 期《里兆法律资讯》(LeeZhao Newsletters Issue

178_20091107-20091113)的新信息"某著名跨国手机生产商处罚经销商"窜货"事件的《反垄断法》分析"中,对于"欧盟竞争法关于'限制商品销售地域"的规定"部分内容有误(第8页),特予以更正,并将更正后的分析文章在本期中再次全篇刊登。

该部分更正后大意如下:按照欧盟竞争法规定,"限制商品销售地域"原则上不能适用 法律的豁免而应当被认定为违法;只有在规定 的例外情况下,才可适用法律的豁免。

以上。跟您造成了不便,敬请谅解。

里兆律师事务所 即日

訂正のお詫び

「里兆法律情報」読者の皆様:

第 178 期「里兆法律情報」(LeeZhao Newsletters_Issue 178_20091107-20091113) の新着情報「ある有名な多国籍携帯電話メーカーが代理店の『(特定地域外への)商品横流し』を処罰した事件に関する『独占禁止法』分析」中の「EU競争法の『商品の販売地域を制限する』ことについての規定」に関する一部の内容に誤りがありました(第8頁目)。皆様には謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正後の分析内容をもって本期ニューズレターにて改めて全文を掲載させていただきます

訂正後の内容は、EU 競争法の規定によると、「商品の販売地域を制限する」ことは、原則として、法律の免除を適用できずに違法と認定されることになり、定められた例外状況に限り、法律の免除を適用できるというものです。

読者の皆様には迷惑をお掛けしましたこと、深くお 詫び申し上げます。

> 里兆法律事務所 即日

某著名跨国手机生产商处罚经销商"窜货" 事件的《反垄断法》分析

"窜货"事件的简要回顾

2009 年上半年开始,济南、杭州等地某著名品牌手机的部分经销商因不满某著名跨国手机生产商(以下简称"该生产商")对其"窜货"行为课以重罚而发起了针对该品牌手机的声讨、拒卖活动,在全国范围内引起了广泛的关注。该事件的大致经过如下:

- 05 月 21 日,该品牌手机在全国约 200 个经销商聚集长沙,声讨该生产商打击 "窜货"的巨额罚款行为:
- 06 月 01 日,该品牌手机数十位浙江当地 经销商齐聚该生产商的杭州办事处,要求 其归还"窜货"的巨额罚款;
- 06 月 10 日,该品牌手机在山东的约 40 家经销商打出横幅,一致拒卖该品牌手机。
- 06 月 15 日,上海的部分经销商也加入了 拒卖行列:
- 08 月 03 日,来自全国 15 个省市的 280 多家经销商在北京集体声讨该生产商,称 该生产商存在价格垄断、偷税漏税、侵害 消费者权益等行为。

● <u>ある有名な多国籍携帯電話メーカーが代理店の</u> 「(特定地域外への)商品横流し」を処罰した事 件に関する「独占禁止法」分析

「商品横流し」事件背景の確認

2009 年上半期から、済南、杭州等の地域における、ある有名ブランドの携帯電話の一部の代理店が、ある有名な多国籍携帯電話メーカー(以下「当該メーカー」という)が自身の「(特定地域外への)商品横流し」行為に重い罰則を科したことを不服とし、同ブランド携帯電話に対しての糾弾と不買運動を行い、これが全国範囲で広く関心を持たれた。この事件のおおよその経緯は次のとおりである。

- 5月21日、同ブランド携帯電話の全国の約200社の代理店が長沙に結集し、当該メーカーによる「商品横流し」取り締まりにおける巨額の違約金を科す行為を非難した。
- 6月1日、同ブランド携帯電話の数十社の浙 江現地の代理店が当該メーカーの杭州事務所 に集結し、「商品横流し」に関する巨額の違約 金を返還するよう求めた。
- 6月10日、当該ブランド携帯電話の山東の40 社ほどの代理店が横断幕を掲げ、同ブランド携 帯電話の一斉不買運動を行った。
- 6月15日、上海の一部の代理店も不買運動 の行列に加わった。
- 8月3日、全国の15の省市からの280社余りの代理店が北京に集結し、当該メーカーを糾弾し、当該メーカーには価格の独占、脱税・税金

申告漏れ、消費者権益の侵害といった行為が あると非難した。

"窜货"事件的《反垄断法》解析

所谓"窜货",是指某一地区经销商将自己的产品销售到其他地区同一品牌经销商代理区域的行为。"窜货"行为的发生与产品销售模式密不可分。根据公开报道,该生产商在中国内地主要的销售做式是,以省为单元设立省级直控经销商(以下储工程,以省为单元设立省级直控经销商(以下储工程,以省为单元设立省级直控经销商,该生产商等。该生产商,下D 下辖地市级经销商,该生产商销售价格,并约定了地市级经销商的销售区域,各地市级经销商之间不能跨区域销售,由于创新是说,各地市级经销商之间和是,由于同时,各种位于的销售价格可能不同),并且产商对每个地区确定的销售价格可能不同),并且各经销商都有完成销售指标的压力,因此,出于追求利益,也就有一些经销商冒着被处罚的风险从事"审货"行为。

"窜货"事件的背后,实际上反映的是该生产商的销售模式问题。从《反垄断法》角度,该生产商的上述销售模式涉嫌违反了《反垄断法》第十四条的相关规定,可能构成"固定或限定商品转售价格"及"限制商品销售地域"等两项垄断行为,具体如下表所示:

	相关法条	构成要件	可能的法 律后果	相关 法律风险
	- // C +b	- 12 ± 1/2		
	■《反垄	■ 经营者	■由反	■由于
	断法》	与交易	垄断执	《反垄
	第十四	相对人	法机构	断法》
	条,"禁	达成固	责令停	中有明
	止经营	定或限	止违法	确规
	者与交	定商品	行为,	定,因
	易相对	转售价	没收违	此,现
固	人达成	格的垄	法 所	阶 段
定式	下列垄	断协	得,并	" 固 定
或	断协	议。	处上一	或限定
限	议:	■ 垄断协	年度销	商品转
定立	(-)	议的形	售 额	售价
商	固定向	式可能	1% 以	格 "被
品	第三人	包括书	上、	有关部
转	转售商	面或口	10%以	门认定
售	品的价	头的协	下的罚	为违法
价	格 ;	议、决	款;对	的法律
格	(=)	议、决	于尚未	风险较
	限定向	定等,	实施垄	大。
	第三人	及 默	断协议	
	转售商	契、协	的,可	
	品的最	调一致	以处以	
	低价	等协同	50 万	
	格;	行为。	元以下	

「商品横流し」事件の「独占禁止法」解釈と分析

ここでの「商品横流し」とは、ある特定地区の代理店 が、自己の製品をその他の地区の同一ブランドの代理 店の代理地区に販売する行為をいう。「商品横流し」 行為の発生には、製品の販売モデルと密接な関連性が ある。公開された報道によると、当該メーカーの中国大 陸における主な販売モデルは、省単位で省級の直接支 配販売代理店(以下「FD」という)を設置し、FDの下に 市級の代理店を設置し、当該メーカーは FD と契約を 取り交わし、FD からその下の市級代理店への販売価 格を厳格に制限し、尚且つ、市級代理店の販売地区 を約定しており、つまり、各市級代理店間では地域を跨 ぎ販売を行うことはできず、もしも販売を行った場合に は、当該メーカーに罰せられることになる。ただし、同一 種類のブランド携帯電話は、地域ごとの販売価格に差 があり(即ち、当該メーカーが地域ごとに確定する販売 価格が異なる場合がある)、尚且つ各代理店はいずれ も販売指数を達成しなければならないというプレッシャー から利益追求を優先させ、罰せられるリスクを冒して「商 品横流し」行為を行う代理店も一部あった。

「商品横流し」事件の背後に、実際に浮かび上がってくるのは当該メーカーの販売モデルである。「独占禁止法」の視点から見た場合、当該メーカーの上記販売モデルは、「独占禁止法」第 14 条の関係規定に違反する疑いがあり、「商品再販価格を維持し、又は限定する」及び「商品販売地域を制限する」という 2 つの独占行為を構成するおそれがあり、具体的には下表にて説明する。

			考えられ得	係る
	係る条項	構成要件	る法的効果	
	■「独占	■ 事業者と	■ 独占禁	■「独占禁
	禁止	取引先が	止法執	止法」に
	法」第	商品再	行機関	明確な
	14 条、	販価格を	が違法	規定があ
<u>.</u>	「事業	維持し又	行為の	ることか
商	者が取	は限定す	停止を	ら、現段
品品	引先と	る独占的	命じ、	階で「商
再販	次の独	協定に合	違法所	品 再 販
風価	占的協	意する。	得を没	価格を
格	定を締	■ 独占的	収し、	維 持 し
を	結する	協定の形	尚且つ	又は限
維	ことを	式には書	前年度	定する」
持	禁止す	面又は	の年間	ことは、
P 14	る。	口頭によ	売上額	関 係 部
ヌ	(一)第	る協定、	の 1%	門に違
は	三者に	決議、決	以上、	法である
限	商品を	定等、及	10%以	と認定さ
定	再販す	び黙約、	下の罰	れ法的リ
する	る価格	調和等の	金を併	スクが高
יסיכ	を維持	協同行	科す	い。
	するこ	為も含ま	る。独	
	ه ع	れることが	占的協	
	(二)第	考えられ	定を実	
	三者に	る。	施して	

	"	■ 该协符《断第条的条 垄议 反法十规豁件	的 罚 款。			商再る価限ると…	定は「独 占 禁 止 法」第 15 条に定め	場 、50 万元の罰 を科	
		■ 通经限易人商最格违《断规常营定相转品高并 反法定,者交对售的价不反垄》。					■■ののではいる。常者先再高をる独法定しい。では、がの販高限に占」にしまたしまでもまません。		
限制商品销售地域	网络斯尔 的其他 垄断协 议。"	与相达制销域断议垄议式包面头交对成商售的 。断的可括或的易人限品地垄协 协形能书口协	责止行没法得处年售% 令违为收 ,上度 1½ 10% 10%	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	商品販売地域を制限す	占定結こ禁る …(務占法機認る的をすと止 …)院禁執関定そ協締るをす。 国独止行がすの	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	止行が行停命違得収尚前の売の以10下金科る占定施い場は万元のをこ法機違為止じ法をし且年年上1上%のを善。的をしな善、人以罰科が執関法のを、所没、つ度間額%、以罰併す独協実てい合50民下金すで	■・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

符合	垄断
《反垄	法》配
断法》	套 细
第十五	则、指
条规定	南等做
的豁免	出 解
条件。	释。

值得注意的是,国家工商行政管理总局 2009年 04 月出台的《关于禁止垄断协议行为的有关规定(征求意见稿)》第六条规定,"禁止经营者与交易相对人达成下列垄断协议。……(二)经营者无正当理由与交易相对人达成协议,约定交易相对人只能在特定的区域市场内从事经营活动。……。"这在某种程度上说明,反垄断执法部门倾向于认定"限制商品销售地域"属于《反垄断法》第十四条中"国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议"。但是,对于何谓"正当理由",上述征求意见稿中并没有明确。根据《关于禁止垄断协议行为的有关规定(征求意见稿)》第七条的规定,所谓"正当理由",可能指的是《反垄断法》第十五条规定的情形。

在反垄断法理论上,经营者与交易相对人达成的"限制商品销售地域"、"固定或限定商品转售价格"的协议,属于纵向限制协议。在纵向限制协议中,除了"固定或限定商品转售价格"具有明显的反竞争性以外,其他类型的纵向限制协议是否必然产生限制竞争的效果而受到反垄断法的规制(某些纵向限制协议有时是有利于消费者、甚至是促进竞争的,例如,生产商要求经销商在销售某种产品时必须提供售后服务),需要具体情况具体分析。

从国外的实践来看,欧盟竞争法将"限制商品销售地域"作为一种纵向核心限制(vertical hardcore restraint),对于这类协议,原则上不能适用法律的豁免而应当被认定为违法,但是,也有例外的情况,例如,如果这类协议是卖方限制其直接买方在卖方的或在卖方为其他买方保留的专有客户进行主动销售,且,这种限制不影响买方客户的销售,那么,这类协议便可以适用法律的豁免。由此可见,欧盟竞争法在对待"限制商品销售地域"的违法性上,也不是一概而论的,关键也是要看这类协议是否会产生限制竞争的效果。

综上所述,"限制商品销售地域"行为是否必然 违法,或在什么情况下才违法,在《关于禁止垄断 协议行为的有关规定》等正式出台之前,还存在一 定的不确定性。

定は「独	一定の
占 禁 止	不 確 定
法」第 15	性を有す
条に定め	る。今
る免除条	後、「独
件には適	占禁止
合 し な	法」の関
ر۱ _°	連細則、
-	手 引 等
	により解
	釈が行わ
	れるもの
	と思われ
	る。
	8

注意すべき事項としては、国家工商行政管理総局 が2009年4月に公布した「独占的協定行為を禁止す ることについての関係規定(意見募集案)」第 6 条で は、「事業者と取引先が次の独占的協定を締結するこ とを禁止する。.....(二)事業者が正当な理由なく取 引先と合意し、取引先は特定地域の市場内でしか事 業活動を行えないと約定すること。......。」と定められて おり、これは、独占禁止法執行部門はどちらかというと 「商品販売地域を制限する」ことは「独占禁止法」第 14 条にいう「国務院独占禁止法執行機関が認定する その他の独占的協定。」に該当すると認定していること を多かれ少なかれ物語っているわけだが、何をもって「正 当な理由」とするのかについては、上記の意見募集案に おいても明確にはされていない。「独占的協定行為を禁 止することについての関係規定(意見募集案)」第7条 の規定によると、「正当な理由」とは、「独占禁止法」第 15 条に定める状況をいうものと思われる。

独占禁止法の理論から言うならば、事業者と取引者が取り交わす「商品販売地域の制限」、「商品再販価格を維持し又は限定する」協定は、縦関係の制限協定に該当する。縦関係の制限協定においては、「商品再販価格を維持し又は限定する」ことは明らかに競争を阻害するほか、その他類似する縦関係の制限協定が競争を制限する効果を必然的に生むことによって独占禁止法の規制を受けるかどうかについては(一部の縦関係の制限協定は消費者に有利な場合もあり、ひいては競争を促進する場合もあり、たとえば、メーカーが代理店に対し、ある製品を販売する際には必ずアフターサービスを提供するよう求めることなどがこれである)、具体的な状況に基づき具体的に分析しなければならない。

国外の実践を通して見ると、EU 競争法は「商品の販売地域を制限する」ことを 1 種の縦方向の核心的制限(vertical hardcore restraint)としており、これに類似する協定は、原則として、法律の免除を適用することはできずに違法と認定されることになるが、例外的状況もあり、たとえば、これに類似する協定が、売り方が直接の買い手に対して、売り方の若しくは売り方がその他の買い手のために確保している独占地域にて、又は売り方の若しくは売り方がその他の買い手のために確保している個別のクライアントに対して、自主的に販売を行うことを制限するものであり、尚且つこの制限が買い手のカライアントの販売に影響しない限りにおいて、この種の協

定も法律の免除を適用できる。このことから、EU 競争法の、「商品の販売地域を制限する」という違法性の取り組みについては、一概に論じることはできないが、これらの協定に競争を制限する効果が生じるかどうかを判断することがポイントとなる。

以上から、「商品販売地域を制限する」行為が必然的に違法になるかどうか、又はどのような状況であれば違法となるのかについては、「独占的協定行為を禁止することについての関係規定」等が正式に公布されるまでは、一定の不確定性が存在する。

应对 外商投資企業はこれを如何に対処すべきか

外商投資企業(メーカー又はサプライヤーとしてのケース)の立場から見た場合、その代理店との商品供給契約(又は提携契約等)において、代理店の係る商品の再販価格を維持し又は限定し、及び代理店の販売地域を区分するという状況は少なからずあり、通常、これらの契約中には違約時の「ペナルティー」又は「罰金」についても約定している。ただし、「独占禁止法」の施行及びその関連細則、手引等の公布に伴い、外商投資企業がその代理店と係る契約を締結する際には、その中に潜む法的リスクに注意し、係る対処策を講じなければならない。この点について、筆者は係る実務経験とあわせ、以下のとおり簡潔にコメントする。

- 1. 現時点では係る契約中の「商品再販価格を維持し又は限定する」ことが違法であると認定される可能性が相対的に高いことから、係る契約中で価格を直接に維持し又は限定する表現を「希望価格」、「指導価格」、「参考価格」等に調整するか、又は「…を参考にし」、「…をもって指導し」等の言い回しを採用し、尚且つ係る処罰の内容を直接には定めない方がよい。
- 2. また、現行の法律の枠組において、弾力的で融通が利く措置を講じ、代理店に係る販売政策、市場管理方法等を自主的に執行するよう促し又は拘束するとよい。

<u>まとめ</u>

この度の「商品横流し」事件は現在まだ終結しておらず、今後この「商品横流し」事件が司法手続の段階に突入し又は係る独占禁止法執行部門が調査に介入した場合、係る法院の判決又は独占禁止法執行部門の処理結果は、上記の「国務院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定」の認定に対し、強い指導的意味合いをもつことになると思われ、上記の対処策もこれにより調整が必要となるおそれがある。したがって、「商品横流し」事件の最新の進捗については、筆者は引き続き関心を払いたい。

備考:

係る法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URLをクリックしてください。

「中華人民共和国独占禁止法」

http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content 73259

「独占的協定行為を禁止することについての関係規定 (意見募集案)」

外商投资企业应当如何应对

对于外商投资企业(作为生产商或供应商时)而言,在与其经销商的供货协议(或合作协议等)中固定或限定经销商相关商品的转售价格,以及划分经销商销售区域的情况并不少见,通常,这些协议中还会约定违约的"罚款"或"罚金"等。但是,随着《反垄断法》的生效及其配套细则、指南等的后续出台,外商投资企业在与其经销商签订相关协议时,应当注意其中的法律风险并采取相应的应对措施。对此,律师结合相关实务经验,简要提示如下:

- 1. 由于现阶段在相关协议中"固定或限定商品转售价格"被认为违法的可能性较大,因此,建议将相关协议中直接固定或者限定价格表述调整为"建议价格"、"指导价格"、"参考价格"等、或采取"以…为参考"、"以…指导"等措辞,并且,建议不直接规定相应的处罚内容。
- 同时,可以在现行法律的框架内采取一些 灵活的变通措施来督促或约束经销商自 觉执行相关销售政策、市场管理办法等。

<u>结语</u>

此次"窜货"事件目前尚未结束,如果后续该 "窜货"事件进入了司法程序或者相关反垄断执法 部门介入调查,相关法院的判决或者反垄断执法部 门的处理结果可能会对上述"国务院反垄断执法机 构认定的其他垄断协议"的认定具有很强的指导意 义,上述应对措施也可能因此而调整。因此,对于 "窜货"事件的最新进展,律师将给与持续的关注。

备注:

请点击以下网址,查看相关法令全文内容: 《中华人民共和国反垄断法》

http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content 73259 1.htm

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zvfb/qt/fld/200904/P

020090427545000463689.doc

 $\frac{\text{http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/qt/fld/200904/P}}{020090427545000463689.doc}$

(里兆律师事务所 2009 年 11 月 20 日整理编写)

(里兆法律事務所が 2009 年 11 月 20 日付で作成)